

## お知らせ

個人事業主様で消費税予定納税に該当されるお客様は、納付期限が8月31日（火）となっております。振替納税のお客様は口座振替日が9月28日（火）となっております。

2021

8月号

vol.92

# NEWS LETTER

8月になりました。今年は例年と比較して約3週間も長い梅雨であったようですが、梅雨明けを心待ちにしていたかのような蝉の声が、夏の陽光をより眩しく感じさせています。世間ではオリンピックが開幕し、TVの中では無観客など関係ないように各競技の熱戦が繰り広げられ、明らかに私の外出時間は少なくなっています。

今年の夏も外出自粛の中で過ぎていくことになりそうですが、蝉の声やTVの中のアナウンサーの実況が今年の夏の思い出になるのかと思うと少し寂しい気がします。故郷（佐渡）の海や盆踊りの風景が恋しいですね。

岡村 景明

- \* 企業のクラウドサービス利用状況
- \* コロナ関連の助成金  
現在募集中の助成金の申請期限は？
- \* Message From Staff  
～オリンピックとお金～

# 企業のクラウドサービス利用状況

新型コロナウイルスの影響でテレワークを導入した企業が増えました。それに伴いクラウドコンピューティングサービス（以下、クラウドサービス）も利用が増えているものと思われます。ここでは今年6月に発表された調査結果\*から、企業のクラウドサービス利用状況をみていきます。

## 利用割合は約7割に

上記調査結果から、2020年時点のクラウドサービス利用状況をまとめると表1のとおりです。

【表1】クラウドサービスの利用状況(%)

全社的に利用している	39.3
一部の事業所または部門で利用している	29.2
利用していないが、今後利用する予定がある	10.1
利用していないし、今後利用する予定もない	16.0
クラウドについてよく分からない	5.1
無回答	0.3

総務省「令和2年通信利用動向調査」より作成

全社的に利用している、一部の事業所または部門で利用しているを合わせると、7割近い企業がクラウドサービスを利用しています。2016年時点では5割未満だったことから、利用が進んでいることがわかります。

## ファイル保管・データ共有での利用が進む

利用割合の高いクラウドサービスをまとめると表2のとおりです。

【表2】利用しているクラウドサービス  
上位5つ(複数回答、%)

ファイル保管・データ共有	59.3
電子メール	50.2
社内情報共有・ポータル	44.7
スケジュール共有	43.7
給与、財務会計、人事	37.7

総務省「令和2年通信利用動向調査」より作成

ファイル保管・データ共有の割合が最も高く、電子メールとともに50%を超えました。社内情報共有・ポータル、スケジュール共有も40%を超えています。

## 利用する理由

クラウドサービスを利用する理由をまとめると、表3のとおりです。

【表3】クラウドサービスを利用する理由  
上位5つ(複数回答、%)

場所、機器を選ばずに利用できるから	45.5
資産、保守体制を社内に持つ必要がないから	42.3
災害時のバックアップとして利用できるから	38.1
安定運用、可用性が高くなるから	37.3
サービスの信頼性が高いから(情報漏えいなど対策)	29.3

総務省「令和2年通信利用動向調査」より作成

場所、機器を選ばずに利用できるから、資産、保守体制を社内に持つ必要がないからという理由が40%を超えました。災害時のバックアップとして利用できるからという理由も、3位になっています。

なお、クラウドサービスの効果については、**非常に効果があった、ある程度効果があったとする割合を合わせると8割を超えています**。まだ導入していない企業でも、導入できそうな部分やできた方がよい部分からでも取り組んでみてはいかがでしょうか。

※総務省「令和2年通信利用動向調査」

公務を除く産業に属する常用雇用者規模100人以上の企業を対象に、2020年(令和2年)8月末時点の状況を調査しています。なお、クラウドサービスとは、ネットワーク上に存在するサーバやアプリケーションなどをインターネット等を経由して、利用者がサービスとして使用できる技術をいいます。詳細は次のURLのページから確認いただけます。<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistic05.html>

# コロナ関連の助成金 現在募集中の助成金の申請期限は？



令和3年度予算による助成金や補助金など（以下、助成金等）の新設や拡大が発表されています。一部になりますが、現在どのような支援が行われていて、いつまでに申請すればよいのかを一覧にまとめました。この一覧は2021年7月27日時点の各省庁の公開情報をもとに作成しています。

## 雇用を維持・促進するための助成金等

助成金等の名称	概要	申請期限
雇用調整助成金	事業活動の縮小を余儀なくされた場合、休業手当などの一部を助成（ <b>地域等による特例あり</b> ） 雇用保険被保険者以外も対象	支給対象期間（令和3年9月末まで）の末日（毎月の賃金締日）の翌日から <b>2ヶ月</b>
コールセンター 0120-60-3999	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html</a>	
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業期間中賃金が支払われない中小企業の従業員に、日額最大11,000円を支給 パート・アルバイト、大企業の一部も対象	4月までの休業→ <b>7月31日</b> 5～6月の休業→9月30日 7月の休業→10月31日
コールセンター 0120-221-276	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html</a>	
産業雇用安定助成金	在籍出向による雇用の維持、人材活用を支援 出向元・先双方に出向中の費用の9/10（大企業は3/4） + 初期費用最大15万円/人を助成	出向開始の前日（可能であれば2週間前）までに計画届を提出
コールセンター 0120-60-3999	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html</a>	

## 事業活動を維持するための助成金等

助成金等の名称	概要	申請期限
事業再構築補助金*	新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む場合に、最大1億円を補助	3次公募 7月下旬開始予定 （令和3年度に5次まで実施予定）
事業再構築補助金事務局 0570-012-088	<a href="https://jigyousaikouchiku.jp/">https://jigyousaikouchiku.jp/</a>	
持続化補助金*	ポストコロナのための小規模事業者支援 ① 一般型：上限50万円、補助率2/3 ② 低感染リスク型ビジネス枠： 上限100万円、補助率3/4	① 6次締切 <b>10月1日</b> ② 3次締切 <b>9月8日</b> （①は7次、②は6次まで実施予定）
コールセンター ①03-6747-4602 ②03-6731-9325	<a href="https://mirasapo-plus.go.jp/subsidy/persistence/">https://mirasapo-plus.go.jp/subsidy/persistence/</a> <a href="https://www.jizokuka-post-corona.jp/">https://www.jizokuka-post-corona.jp/</a>	
地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」	時短要請の協力金 緊急事態措置地域等 中小企業：売上高に応じ3～10万円/日 等 大企業（中小も選択可）：売上高減少額に応じ最大20万円/日 それ以外の地域 1日2万円～7.5万円 等	都道府県の窓口にお問合せください
各都道府県の窓口	<a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r030514.pdf#page=95">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r030514.pdf#page=95</a>	
月次支援金	<b>4～8月</b> の緊急事態宣言・まん防措置の影響を受け、売上が前年同月より50%以上減少した中堅・中小事業者に、その差額を支給（上限は、法人20万円/月、個人10万円/月） 酒類販売業者に対しては要件を緩和し、給付対象や上限を拡大（詳細は都道府県の窓口へ）	4月・5月分 <b>～8月15日</b> 6月分 <b>7月1日～8月31日</b> 7月分 <b>8月1日～9月30日</b> 8月分 <b>9月1日～10月31日</b> 「登録確認機関での事前確認」の受付は <b>申請期限の数日前まで</b>
月次支援金事務局相談窓口（申請者専用） 0120-211-240	<a href="https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/">https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/</a>	
特別貸付	3年間無利子 + 最長5年間元本据え置き	当面（2021年末まで）
日本公庫 0120-154-505	<a href="https://www.jfc.go.jp/">https://www.jfc.go.jp/</a> 商工中金 0120-542-711	<a href="https://www.shokochukin.co.jp/">https://www.shokochukin.co.jp/</a>

# Message From Staff

## ～オリンピックと税金～

奥村



東京オリンピックが開催され、連日白熱しましたね。  
松尾さんは、どのスポーツを応援していましたか？

松尾



サッカーは好きですが、どの競技も見入ってしまいますね～

奥村



連日多くの日本人選手が活躍して多くのメダルを獲得しましたね。  
また、獲得したメダルに応じて賞金も出るんですよね。

金メダル…500万円  
銀メダル…200万円  
銅メダル…100万円

松尾



その選手たちの賞金・報奨金って「非課税」って知っていました？  
JOC や JOC 加盟団体から支払われる奨励金については非課税なんです。

奥村



スポーツがより発展し、強い選手が出てくることを  
税金面でも後押ししているんですね。

松尾



メダル賞金以外にも各競技団体からも賞金がありますが、  
これも非課税なんですよ。

奥村



確かに、全部課税だと全然嬉しくないですよ！

松尾



もちろん、お金のためだけではないですが、  
少しでもモチベーションに良い影響を与えられたらいいですね。

オリンピックの開会式で注目を集めたピクトグラム。  
子育て中の母が作成した「子育てピクトグラム」が話題を集めています。  
その一部を少しご紹介します。



パイパーリフティング



おきがえ



ごはん投げ



ごはんキャッチ



おかいもの(3人制)

### 岡村税理士事務所／株式会社ミライズ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩 1分

